

第1 地域福祉の推進

I 基本的な考え方

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、日本の社会福祉制度は大きく転換しました。社会福祉の基礎構造改革として、福祉サービス利用の仕組みが、措置制度から利用者の選択に基づく契約制度へと変更され、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化などに重点が置かれることとなりました。また、保健・医療・福祉の連携に加えて、住宅や都市施設でのバリアフリーを基礎としたまちづくり施策、さらには教育との関連も重視した地域福祉計画の策定が課題となりました。

これらの視点を踏まえて、平成15年に、「健康・福祉総合計画2010」が多くの市民の参加を得て策定されました。この計画は、福祉に関する総合的な計画であり、従来個別に作成されてきた計画と、地域福祉計画などを含む、すべての福祉に関わる計画がこの計画において策定されたこととなりました。

その後、国による「介護保険法」の改正、「障害者自立支援法」の成立などが行われ、制度全体が大きく変わりました。市では、市民が希望を持って三鷹の地で暮らし続けることができるまちづくりをめざし、市民会議及び健康福祉審議会の検討を経て、平成18年3月に「健康・福祉総合計画2010」が改定されました。

具体的な事業では、成年後見制度などの専門相談や福祉サービスの利用援助をサポートする「権利擁護センターみたか」を開設したほか、まちづ

くりと福祉の関連において、平成15年10月に、「バリアフリーのまちづくり基本構想」を策定し、全ての人が差別を受けないよう、心のバリアフリーを啓発するための取り組みを推進しています。

今後の施策としては、「地域ケア推進プロジェクト」における事業として、地域ケアネットワーク・井の頭を中心に活動の充実を図るとともに、他地区においても、地域の住民との協働による新たなネットワークづくりを進めます。

また、すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりをめざして、都市施設のバリアフリー化を推進し、すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン（注1）のあり方について引き続き研究を行います。

この他、福祉の自己評価システムの検討、第三者評価事業の推進・支援など福祉サービスの質の確保へ向けた施策を推進します。また、総合的な相談体制の整備とサービス利用者の支援など、身近な場所での総合的な相談・支援に関する施策を検討します。

これらの、「健康・福祉総合計画2010（改定）」の計画に沿った施策の推進を図り、基本構想がめざす高福祉のまちを実現します。

（注1）ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことをめざしていたのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざす。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
福祉ボランティアの参加者数	17,000人	15,682人	17,765人	20,000人

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
福祉活動を行う団体数	—	43団体	67団体	75団体

支え合う福祉の目安となる指標です。ボランティアセンターを中心とする活動状況（延べ人数、ボランティアセンター登録・連携のボランティア団体やNPO）を把握し、ボランティアや活動団体の自主性を尊重しつつ、福祉の風土づくりに努めます。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 条例・計画の整備	(1)健康福祉総合条例の改正の検討	新 ①健康福祉総合条例の改正の検討
	(2)「健康・福祉総合計画2010」の推進	主 ①「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進
2 相談体制の整備とサービス利用者支援	(1)総合的な相談体制の整備と情報提供	主 ①福祉総合案内の充実 ②苦情・相談体制の整備 ③わかりやすい情報提供の拡充 ④インターネット等の活用
	(2)サービス利用者への支援	主 ①権利擁護センターみたかの運営の充実
3 福祉の拠点整備	(1)福祉施設の整備と運営の充実	①既存福祉施設の運営の充実
	(2)小中学校の地域福祉の拠点化	新 ①地域ボランティアの拠点化 新 ②福祉交流サロン設置の検討
	(3)地域ケア拠点の整備	主 ①民間活力を導入した地域ケア拠点の整備
4 バリアフリーのまちづくりの推進	(1)バリアフリーのまちづくりの推進	主 ①バリアフリーのまちづくり基本構想の推進 (「第3部-第3-1 住環境の改善」参照) 主 ②都市施設のバリアフリーの推進 新 ③すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザインの研究と推進 新 ④バリアフリー施設ガイド(仮称)の作成・運用
	(2)心のバリアフリーの推進	主 ①心のバリアフリーに関する啓発・広報活動の充実 主 ②ボランティア活動の振興等 主 ③高齢者・障がい者等への理解を深めるための教育の推進
	(3)住宅のバリアフリーの推進	主 ①住宅バリアフリー改修助成事業の推進 (「第3部-第3-1 住環境の改善」参照) ②公共住宅等へのバリアフリーの導入 (「第3部-第3-1 住環境の改善」参照)
	(4)利用しやすい移動手段の確保	新 ①福祉有償運送事業者への支援 ②移送サービスへの支援 ③コミュニティバスの充実 ④リフト付タクシーへの支援
	(5)災害時要援護者への対応の検討	新 ①災害時要援護者支援モデル事業の実施
5 福祉を支える環境づくりの促進	(1)支え合う意識づくり	新 ①地域交流、世代間交流の推進 (「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照) ②福祉教育の推進
	(2)コミュニティを基礎とした地域福祉の展開	主 ①コミュニティ住区を単位とした地域福祉活動の推進 主 ②地域ケア推進事業の拡充 新 ③中国残留邦人等への地域生活支援 ④市民参加による地域の福祉活動の充実・展開 ⑤農業と福祉の連携 (「第2部-第2 都市型農業の育成」参照)
	(3)ボランティア・NPO 活動の推進	新 ①NPO 活動への支援と基盤整備 新 ②ボランティア活動の推進
	(4)福祉の人財育成	主 ①三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成 (「第7部-第1-1 生涯学習活動」参照)
	(5)住宅の整備促進	新 ①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 ②民間住宅の供給誘導・要請

6 保健・医療・福祉との連携	(1)医師会等との連携	①医師会・医療関係機関との連携 〔第5部-第5 健康づくりの推進〕参照
	(2)保健所等との連携	①保健所・保健関係機関との連携 〔第5部-第5 健康づくりの推進〕参照
7 福祉基金等の活用・研究	(1)健康福祉基金の活用	①健康福祉基金の活用
	(2)地域ファンドの研究	①市民・企業等との協働によるファンド運用等の研究
8 サービスの質の確保	(1)サービスの質の確保	主要 ①福祉の自己評価システムの検討
		主要 ②第三者評価事業の推進・支援 ③オンブズマンの活用
9 市民墓地・市民葬祭場の設置検討	(1)市民墓地・市民葬祭場の設置検討	①市民墓地・市民葬祭場の設置検討
10 推進体制の整備	(1)社会福祉協議会の機能充実	①「みたか社協2007 地域福祉活動計画Ⅲ」への支援と連携
	(2)社会福祉事業団の連携・強化	①社会福祉事業団への支援と連携
	(3)社会福祉法人・NPO等への支援	①社会福祉法人への支援と連携 ②NPO・ボランティア等への支援と連携
	(4)バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実	主要 ①バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実 〔第3部-第3 1 住環境の改善〕参照

主要：主要事業
新拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(2)-① 「健康・福祉総合計画 2010(改定)」の推進

平成18年度に改定した「健康・福祉総合計画2010(改定)」の事業を推進します。

(市・市民・関係団体・学識者)

「健康・福祉総合計画2010」の推進	計画期間(平成22年)の目標 計画の推進	中期達成状況 (18年度末) 推進	後期			
			19 推進	20	21	22
			➡			

■ 2-(1)-① 福祉総合案内の充実

専任の案内スタッフ等による福祉総合案内でのサービスを、高齢者や障がい者などに配慮して充実します。また市民がより身近なところで相談支援が受けられるような仕組みづくりをめざして、相談サロンの拡充や地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、障がい者支援センターとの連携を強化し、全市的な相談体制の強化とネットワーク化を図っていきます。

(市・市民・関係団体)

福祉総合案内の充実	計画期間(平成22年)の目標 実施	中期達成状況 (18年度末) 検討	後期			
			19 実施	20	21	22
			➡			

■ 2-(2)-① 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
権利擁護センターみたかの運営の充実	運営の充実	設置・運営	19 充実			

3-(3)-① 民間活力を導入した地域ケア拠点の整備

地域ケアのあり方、地域ケア拠点施設の機能等について、新川団地をモデル地区として、都市再生機構と協働で行った調査研究を踏まえ、地域ケアサポート事業のセンター機能、24時間見守り事業等との連携機能、福祉の人財育成機能を持つ、市全体の地域ケア拠点を、民間活力の導入により整備します。
(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者・都市機構等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地域ケア拠点の整備	拠点の整備	事業着手	19 整備			

4-(1)-② 都市施設のバリアフリーの推進

三鷹駅前広場については、バリアフリーの視点を持って整備します。モデル路線を選定しての道路整備などを推進するほか、三鷹駅構内の各ホームにエレベーター等の整備を促進します。
(市・都・国・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
三鷹駅エレベーター等の整備 (事業費:約2億7千万円)	整備	着工	19 完成			

4-(2)-① 心のバリアフリーに関する啓発・広報活動の充実

4-(2)-② ボランティア活動の振興等

4-(2)-③ 高齢者・障がい者等への理解を深めるための教育の推進

全ての人が差別を受けないことがないよう、心のバリアフリーを推進します。差別意識をなくし、人権や障がいについての理解を深めるため、教育や交流などの事業を展開して、地域社会の中でのバリアフリーをめざします。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
啓発・広報活動の充実	啓発・広報活動の充実	実施	19 充実			
ボランティア活動の振興	障がい者等とボランティアとの積極的な交流	実施	充実			
教育の推進	人権や障がい理解を深める教育の推進	実施	推進			

5-(2)-① コミュニティ住区を単位とした地域福祉活動の推進

5-(2)-② 地域ケア推進事業の拡充

地域ケアネットワーク・井の頭を中心に、住民協議会をはじめとする地域の市民、関係団体等との協働により、相談サロンや井の頭地区で生活課題を抱える高齢者等の日常生活を支援する地域生活支援サービスシステムを実施するなど、活動の充実を図るとともに、傾聴ボランティアの養成と活動を支援します。また、新川・中原地区をはじめとした他の地区においても新たなネットワークづくりを進めます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地域ケア推進事業の拡充	事業の充実 地区の拡充	実施	19 事業の充実・ 地区の拡充			

■ 5-(4)-① 三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成

生涯学習やNPO・ボランティア支援の視点も含めて、地域の様々な人財を総合的に育成する三鷹ネットワーク大学との協働による、福祉の人財育成についても取り組みを行います。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成	福祉の人財育成	実施	推進			

■ 8-(1)-① 福祉の自己評価システムの検討

■ 8-(1)-② 第三者評価事業の推進・支援

福祉サービス全体の量と質の確保と、その評価について、自己評価システムの導入を検討するとともに、第三者機関による評価事業を推進し、市民評価などの仕組みづくりを支援します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
福祉の自己評価システムの導入	システム検討と実施体制の整備	実施	推進			
第三者評価事業の推進・支援	サービス評価結果の検証	実施	推進			

V 新規・拡充事業の内容

■ 1-(1)-① 健康福祉総合条例の改正の検討

福祉・保健・医療等の制度の変革の中で、市民ニーズに対応した福祉・保健施策を総合的に推進するため、その基本となる健康福祉総合条例の改正を検討します。

(市・市民・関係団体・学識者)

■ 3-(2)-① 地域ボランティアの拠点化

■ 3-(2)-② 福祉交流サロン設置の検討

小中学校の余裕教室等を、地域福祉の拠点として活用します。小学校では特に、子どもの遊び場や、子育て支援の拠点としての活用を検討します。また、中学校では、広く市民を対象とした利用を想定し、地域ボランティアなど地域の拠点としての活用や、福祉全般の問題について誰もが利用できる相談・支援の窓口として、市民自らの運営による福祉交流サロンの設置などを検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 4-(1)-③ すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザインの研究と推進

バリアフリーの視点をさらに進めた、すべての人が利用しやすい製品・環境・情報のデザインをめざして、行政におけるユニバーサルデザインのあり方についても研究し、推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

■ 4-(1)-④ バリアフリー施設ガイド(仮称)の作成・運用

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置など、バリアフリー対応状況を市民に提供するバリアフリー施設ガイド(仮称)のウェブサイトを作成し、運用を開始します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 4-(4)-① 福祉有償運送事業者への支援

既存の公共交通事業者だけでは対応できない障がい者の移送ニーズに対して、NPO法人などが行う福祉有償運送事業を支援します。具体的には、行動障がいのある知的障がい者の移動手段の確保などの拡充を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 4-(5)-① 災害時要援護者支援モデル事業の実施

災害時に支援が必要な災害時要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、引き続きモデル地区を中心に、災害時要援護者支援台帳に基づく福祉・災害時支援マップを作成し、具体的な支援活動のモデル事業を実施します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 5-(2)-③ 中国残留邦人等への地域生活支援

平成19年12月に改正された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人等が安定した生活が送れるよう、国の基準に従い支援給付の実施や支援相談員の配置を行うとともに、地域における支援ネットワークを構築します。

(市・国・関係機関・関係団体)

■ 5-(3)-① NPO活動への支援と基盤整備

■ 5-(3)-② ボランティア活動の推進

NPO法の制定や介護保険導入によるサービス提供者の多角化など、福祉の担い手は従来よりも幅広くなっています。このようなことから、ボランティア・NPO等の多様な主体への支援を推進するとともに、より効果的な支援のあり方について検討します。なお、現在のボランティアセンターについては、改修等を含めて総合的に検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

■ 5-(5)-① 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進

高齢者や障がい者が民間賃貸住宅へより円滑に入居でき、安心して住み続けられるよう、市民や関係団体等の協力を得ながら、入居や居住継続に係る助成や見守り等の支援制度の充実を図ります。

(市・市民・関係団体)

第2 高齢者福祉の充実

I 基本的な考え方

平成19年9月現在の市内の高齢化率は18.0%であり、約5.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加して、高齢者の核家族化も進んでいます。

介護認定者数は、平成16年4月に4,676人でしたが、平成19年9月には5,742人となり、高齢者人口のうち認定者の割合は18.3%となっています。

この間、市の介護保険事業では、保険料や利用者負担の軽減を実施し、制度の周知に努めてきましたが、平成18年4月に改正介護保険法が施行され、「介護予防の推進」「地域包括ケア体制の構築」という新たな視点が加わりました。

これらを受け、市では、地域密着型サービスの拠点として、小規模多機能型居宅介護事業所のさらなる拡充をめざします。介護予防事業については、特定高齢者に該当した方に地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアプランの作成を行うこととなっており、介護予防事業への参加促進を図ります。また、地域包括支援センターの設置については、市民に最もなじみのある7つのコミュニティ住区を日常生活圏域とし、

現在6つの圏域において地域包括支援センターの整備が完了し、すべての圏域の設置をめざします。

今後は、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活を継続できる環境をつくるため、地域住民と市、関係団体・機関が協力して高齢者等地域ケア推進事業を充実し、要援護高齢者の発見、安心、見守りのネットワーク体制を整備します。高齢者が主体的な社会活動をするための仕組みづくりや、在宅で自立して生活するための、介護予防事業や認知症高齢者への支援等を推進し、福祉・介護に関する総合的相談体制の充実を図ります。施設整備については、介護保険事業計画の目標や利用者のニーズを見定めながら、施設等の誘致に努めます。

介護保険法の改正や社会状況等の変化に対応するため、平成21年度から23年度までの第四期介護保険事業計画を策定します。介護サービスについては、引き続き、サービスの質の向上、行政や各団体等との地域での連携のあり方などを検討するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、平成16年3月に制定した「みたか高齢者憲章」の普及に努めるとともに、新憲章の目標に向かって諸施策に取り組めます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
高齢者の社会活動マッチング推進事業への参加者数	—	382人	1,062人	2,000人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることをめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
給食サービス実施件数（ボランティアによる実施を含む）	—	53,516食	62,825食	85,000食

ひとり暮らしの高齢者や障がい者世帯に給食を届けるサービスの指標です。給食の充実を図り、サービス利用者の満足度の向上をめざします。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 憲章・計画の整備	(1)「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進	①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
	(2)「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進	主要 ①「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	(3)介護保険事業計画の推進	主要 ①第4期介護保険事業計画の策定と推進
2 相談体制の充実と高齢者の視点に立ったサービスシステムの確立	(1)総合的な相談体制の整備と情報提供	主要 ①福祉総合案内の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) 主要 ②福祉・介護に関する総合的相談体制の検討 ③苦情・相談体制の整備 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) ④わかりやすい情報提供の拡充
	(2)サービス利用者への支援	主要 ①権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) 新拡 ②地域包括支援センターの整備と運営の充実 ③認知症高齢者への支援 ④障がいを持つ高齢者への支援
3 高齢者の社会活動の推進	(1)生きがい活動の充実	新拡 ①高齢者生きがい活動の充実 ②コミュニティ活動との連携 新拡 ③地域交流、世代間交流の推進 ④高齢者人財バンクの設置と活用
	(2)高齢者の就業への支援	主要 ①高齢者就業支援事業の推進 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照) ②シルバー人材センターとの連携 ③「SOHO CITY みたか構想」との連携
4 高齢社会を支える環境づくりの促進	(1)良質な介護・福祉サービス基盤の充実	主要 ①三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照) 新拡 ②地域密着型サービス体制の整備 ③民間事業者の参入促進 ④高齢者の多様な生活・介護・療養基盤の整備・確保・促進 ⑤NPO・ボランティア団体への支援 ⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の充実確保
	(2)バリアフリーのまちづくりの推進	主要 ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部-第3 1 住環境の改善」参照)
	(3)心のバリアフリーの推進	主要 ①心のバリアフリーの推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	(4)住宅のバリアフリーの推進	主要 ①住宅のバリアフリーの推進 (「第3部-第3 1 住環境の改善」参照)
	(5)保健・医療各機関との連携	①医師会・各医療機関との連携 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照) ②保健所・保健関係機関との連携 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
	(6)災害時要援護者支援モデル事業の実施	新拡 ①災害時要援護者支援モデル事業の実施 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)

5 在宅自立生活の支援	(1)介護予防諸事業の積極的展開	新・拡 ①生活・自立支援ホームヘルプ(訪問介護)サービスの拡充 新・拡 ②給食サービスの拡充 新・拡 ③自立支援・介護予防・機能訓練諸事業の拡充 新・拡 ④健康と安全を確保する事業の充実
	(2)健康づくり事業との連携	①「健康寿命」の延伸 (「第5部―第5 健康づくりの推進」参照)
	(3)支えあいネットワークの整備	主要 ①地域ケア推進事業の拡充 (「第5部―第1 地域福祉の推進」参照) 主要 ②高齢者等の見守りシステムの構築 (「第2部―第1 情報環境の整備」参照) ③社会福祉協議会との連携 ④民生委員との連携
	(4)認知症高齢者の支援の充実	新・拡 ①徘徊高齢者等位置探索システム等の充実・運営 ②認知症高齢者グループホームの整備と運営の充実
	(5)家族介護支援事業の推進	①家庭介護者交流事業の推進 ②家庭介護者技術向上講習会の実施
	(6)高齢者虐待の防止	新・拡 ①高齢者虐待の防止
	(7)住宅の支援促進	新・拡 ①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 (「第5部―第1 地域福祉の推進」参照)

6 サービスの質の確保	(1)サービスの質の確保	主要 ①サービスの質の確保 (「第5部―第1 地域福祉の推進」参照)
--------------------	--------------	--

7 介護保険制度の運営	(1)介護保険事業の推進	主要 ①介護保険事業の推進 主要 ②高齢者・障がい者実態調査の実施 主要 ③計画の達成状況の公開と評価
	(2)保険者としての市の役割	①訪問調査・要介護認定の客観性・公平性の確保 ②個人情報の保護 ③適正な保険料の設定 ④相談調整体制の充実と給付適正化の推進
	(3)介護保険サービス基盤の充実	①保健・医療・福祉の連携 ②要介護者等の自立支援 ③地域支援事業の推進 ④サービス事業者への支援・参入促進
	(4)介護保険サービスの質の確保	新・拡 ①事業者情報の提供・公開の促進 ②サービス従事者の研修 ③介護保険事業者連絡協議会の支援
	(5)介護保険制度の改善	新・拡 ①介護保険制度の改善要請

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(3)-① 第四期介護保険事業計画の策定と推進

第四期介護保険事業計画（計画期間平成21～23年度）を策定します。策定にあたっては、給付実績等の分析・推計に基づく基礎資料を策定したうえで、市民からの意見を計画に反映させます。

（市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等・学識者）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 検討調査	20 計画策定	21 推進	22
第四期介護保険事業計画の策定と推進	推進	継続				➡

■ 2-(1)-② 福祉・介護に関する総合的相談体制の検討

福祉・介護に関する総合的相談体制を、引き続き地域包括支援センターや在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し充実します。併せて、庁内の基幹系業務及び福祉総合システムを考慮に入れた窓口での総合的な相談体制を検討します。

（市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
相談体制の検討	実施	充実・継続	検討・実施・充実			

- 7-(1)-① 介護保険事業の推進
- 7-(1)-② 高齢者・障がい者実態調査の実施
- 7-(1)-③ 計画の達成状況の公開と評価

介護保険事業の実施にあたっては、的確なニーズ調査のもとに事業を推進します。計画の達成状況や制度全般についての評価を行い、その結果を公表します。また、事業計画の策定にあたっては、公募市民を含む関係団体など、広範に参加者を求め、意見や評価を得ることにより、次の事業計画に反映させます。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
介護保険事業の推進	実態調査と達成状況の公開及び評価	実施・継続	推進			

V 新規・拡充事業の内容

- 2-(2)-② 地域包括支援センターの整備と運営の充実

地域包括支援センターの整備を完了(全7か所)するとともに、同センターを核とした地域での支援体制を確立し、市や事業所等との連携のもと、高齢者が地域の中で安心して生活できる体制を構築します。

(市・関係団体・民間・NPO等)

- 3-(1)-① 高齢者生きがい活動の充実

高齢者の生きがいについて、今まで培ってきた能力・知識・技術・経験を基に、高齢者が主体的に社会活動ができるよう、「高齢者社会活動マッチング推進事業」(通称:三鷹いきいきプラス)などを通じて支援し、高齢者の社会参加の仕組みづくりを推進します。

(市・都・市民・関係団体・民間・NPO等)

- 3-(1)-③ 地域交流、世代間交流の推進

地域ケアサポート推進モデル事業等における取り組みのひとつとして、既存の福祉ネットワークや、教育関係団体との連携による世代を越えた交流などについて検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

- 4-(1)-② 地域密着型サービス体制の整備

地域で生活する認知症高齢者、夜間や緊急時の対応が必要な一人暮らしなどの高齢者の365日24時間の安心を確保し、住み慣れた地域での生活を継続できるように、夜間対応型訪問介護や小規模多機能型居宅支援などの体制整備を図ります。

(市・民間・NPO等)

- 5-(1)-① 生活・自立支援ホームヘルプ(訪問介護)サービスの拡充
- 5-(1)-② 給食サービスの拡充
- 5-(1)-③ 自立支援・介護予防・機能訓練諸事業の拡充
- 5-(1)-④ 健康と安全を確保する事業の充実

高齢者が要介護状態になることや、現在の状態がさらに悪化することを予防するために、給食サービスや自立支援ホームヘルプサービスなど、介護予防諸事業を行います。また、ふれあいサポート事業に

よる、地域の在宅自立生活者への支援を行います。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

■ 5-(4)-① 徘徊高齢者等位置探索システム等の充実・運営

認知症高齢者を支援するために、GPSを活用した徘徊高齢者等位置探索システム等を充実します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

■ 5-(6)-① 高齢者虐待の防止

平成16年に作成した「高齢者虐待予防・対応マニュアル」を活用し、「高齢者虐待防止法」に基づき地域包括支援センターとの連携体制の整備を進めながら虐待の予防・早期発見に努め、虐待対応緊急保護を実施します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

■ 7-(4)-① 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービスを提供する事業者ガイド、サービスの空情報等の最新情報をホームページを通して市民に提供する、介護保険事業者情報提供事業を行います。利用者からのサービス利用の相談を受ける居宅介護支援事業者の支援としても活用します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

■ 7-(5)-① 介護保険制度の改善要請

介護保険制度について、法的に改善すべき点については、その改善を国に要請します。

(市・都・国)



第3 障がい者福祉の充実

健康・福祉のまちをつくる
希望と安心にみちた

I 基本的な考え方

障がい者施策に関する法律については、平成5年に「障害者基本法」の改正が、またこれを受けて平成7年に「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へと改正されました。これらの法律では、障がい者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進を目的とし、基礎自治体に基盤を置いた障がい者福祉施策の推進などが示されています。

これらの法の理念に基づいて、平成12年には社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、利用者の視点に立ったサービス提供と、地域社会における福祉の総合化が明記されました。障がい者福祉に関連しては、平成15年4月から主要な障がい者福祉サービスが、措置制度から新たな仕組みの支援費制度に移行しました。さらに、平成16年6月の障害者基本法の改正により、基本理念に差別禁止の規定が新たに盛り込まれました。また、平成18年4月より、障害者自立支援法が施行され、障がい者の自立支援やサポートを地域を基盤として推進していく方向性がより明確になりました。

市内の障がい者は増加の傾向にあり、平成19年9月には、身体障がい者の63%は65歳以上となっており、高齢者施策と連動した対策が必要となっています。相談体制の充実の観点からは、インターネット相談とホームページの活用など、様々な障がいに対応できるよう情報提供と相談体制の充実を図りました。また、通所授産・訓練施設、グルー

プホーム等の整備、障がい者の自立支援センターや就労支援センターを整備しました。

また、「障害者自立支援法」の規定に基づく法定計画である「障がい福祉計画」を「障がい福祉計画検討市民会議」との協働により、平成19年3月に策定しました。この計画は「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」「だれもが地域社会の中で個性を活かしつつ社会の構成員として生活できるまち」という施策ビジョンや数値目標を入れた基本目標を達成するために、障がい福祉サービスの必要量見込と実現のための方策を明示したものです。

バリアフリーに関連する事業では、平成15年10月に策定された「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づき、公共施設等でのエレベーター・「だれでもトイレ」(注1)等の整備に向け、引き続き指導・要請及び誘導等を行います。

地域社会の中で、障がい者が人権を尊重され、個性を生かしつつ社会の一員としてふさわしい自立した生活をおくるための条件を整えとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう、障がい者福祉の充実に努めます。

(注1) だれでもトイレ：障がい者、オストメイト(人工肛門、人工ぼうこうを持っている人)、高齢者、妊婦、乳幼児を連れている人など、あらゆる人に使いやすく快適であることをめざし、ユニバーサルデザインの考え方を導入して作られたトイレ。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
公共施設等でのエレベーター・だれでもトイレ等の設置数	エレベーター 39 か所 トイレ65か所	エレベーター 46 か所 トイレ77か所	エレベーター 55 か所 トイレ91か所	増設

バリアフリーの代表的な例として、公共施設(市の諸施設、学校、福祉施設、病院、鉄道駅)などでのエレベーター・だれでもトイレ等の設置箇所数を示す指標です。障がい者が安心して外出できる都市基盤の整備をめざします。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 計画の策定	(1)「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進	主要 ①「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進 〔第5部-第1 地域福祉の推進〕参照
	(2)「障がい福祉計画」の推進	主要 ①「障がい福祉計画」の推進
2 相談体制の充実と障がい者の視点に立ったサービスシステムの確立	(1)相談機能の充実	主要 ①インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実 新・拡 ②障がい者ケアマネジメント体制整備の検討
	(2)サービス利用者への支援	主要 ①権利擁護センターみたかの運営の充実 〔第5部-第1 地域福祉の推進〕参照
	(3)わかりやすい情報提供	①わかりやすい情報提供の拡充
3 社会参加の促進	(1)社会活動参加の条件整備	①文化スポーツ活動への参加の推進 ②「SOHO CITY みたか構想」との連携
	(2)バリアフリーのまちづくりの推進	主要 ①バリアフリーのまちづくりの推進 〔第3部-第3 1 住環境の改善〕参照
	(3)心のバリアフリーの推進	主要 ①心のバリアフリーの推進 〔第5部-第1 地域福祉の推進〕参照
	(4)災害時要援護者支援モデル事業の実施	新・拡 ①災害時要援護者支援モデル事業の実施 〔第5部-第1 地域福祉の推進〕参照
4 地域における自立生活の支援	(1)在宅福祉サービスの供給基盤の整備	①ホームヘルプ(居宅介護)の充実 ②ショートステイ(短期入所事業)の運営充実 ③移動支援事業の実施 ④日中一時支援事業の実施
	(2)北野ハピネスセンター事業の充実	新・拡 ①北野ハピネスセンター幼児部門の移転の検討 新・拡 ②発達障がい児への支援の充実 ③障害者自立支援法による運営の充実 ④インターネット活用による相談事業の充実
	(3)就労支援の充実	新・拡 ①就労支援ネットワークの構築 新・拡 ②多様な雇用・就業機会の確保
	(4)障がい者就労支援事業施設等の運営体制の充実	新・拡 ①障がい者就労支援事業施設等の運営支援 ②障がい者就労支援事業施設等の新体系事業への移行支援
	(5)保健・医療・福祉の連携	①早期発見、早期治療、療育体制の充実 ②リハビリテーション体制の充実 ③発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等への支援の充実
	(6)日常生活の援助・充実	新・拡 ①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 〔第5部-第1 地域福祉の推進〕参照 ②日常生活用具、福祉機器給付事業の充実 ③緊急時安全システムの充実
	(7)住宅のバリアフリーの推進	主要 ①住宅のバリアフリーの推進 〔第3部-第3 1 住環境の改善〕参照
	(8)障がい者自立支援制度の適切な運営	主要 ①障がい者自立支援事業の推進 ②障害程度区分判定の客観性・公平性の確保 ③利用者への支援(負担配慮措置など) ④事業者・事業者連絡会への支援 ⑤障がい者地域自立支援協議会の運営 ⑥制度改善の要請
5 障がい者福祉施設の充実	(1)障がい者施設の整備	新・拡 ①身体障がい者通所授産施設(調布基地跡地三市共同)の建設の検討 新・拡 ②民間障がい者施設への支援 新・拡 ③障がい者グループホーム等の設置の支援 ④心身障がい者通所訓練施設の建替え

6 精神障がい者の福祉施策の充実	(1)精神障がい者ピアサポート事業の充実・拡大	新・拡	①精神障がい者の地域生活への移行支援
		新・拡	②精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進
			③在宅福祉事業の充実
			④精神障がい者小規模通所授産施設(8か所)及び精神障がい者共同作業所(1か所)への支援の充実
			⑤関係機関との連携
			⑥保健・医療・福祉の連携 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)

7 サービスの質の確保	(1)サービスの質の確保	主要	①サービスの質の確保 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
--------------------	--------------	----	------------------------------------

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

IV 主要事業の内容とスケジュール

1-(2)-① 「障がい福祉計画」の推進

平成19年3月に策定した第1期障がい福祉計画(計画期間平成19～20年度)に基づく事業を推進するとともに、第2期障がい福祉計画(計画期間平成21～23年度)を策定します。計画の策定にあたっては、障がい当事者も含む市民、団体、機関など広い分野の委員からなる検討市民会議等を設置し、協働で検討を進めることとし、平成19年度に実施した「高齢者・障がい者実態調査」などの結果を踏まえ、ニーズの反映を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「障がい福祉計画」の推進	計画の推進	推進	第1期計画の推進	第2期計画の策定	第2期計画の推進	

2-(1)-① インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実

ICT(情報通信技術)を活用し、様々な障がいに対応できるような情報提供と相談体制を充実するとともに、福祉機器の支援とも関連して、障がい者の情報格差の是正に努めます。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実(障がい者福祉の充実)	前期での開発・充実を経て、継続実施	充実	充実			

4-(8)-① 障がい者自立支援事業の推進

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活ができるよう、市民、事業者、関係団体等と協議して、障がい者自立支援事業を推進することにより、生活や活動の場の整備及び支援システムの整備を推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
障がい者自立支援事業の推進	事業の推進とシステム等の整備	推進	推進			

V 新規・拡充事業の内容

■ 2-(1)-② 障がい者ケアマネジメント体制整備の検討

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント体制の整備を検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 4-(2)-① 北野ハピネスセンター幼児部門の移転の検討

■ 4-(2)-② 発達障がい児への支援の充実

北野ハピネスセンターの幼児部門は、通園事業をはじめ、各種相談事業、外来療育訓練事業等を積極的に推進していますが、機能的な問題もあるので、移転の是非とその運営手法等について検討します。また、幼児部門の移転に合わせた、発達障がい児などへの早期療育の支援の拡充を検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 4-(3)-① 就労支援ネットワークの構築

■ 4-(3)-② 多様な雇用・就業機会の確保

障がい者の雇用・就労、自立を支援するために、福祉、雇用等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築します。障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 4-(4)-① 障がい者就労支援事業施設等の運営支援

平成19年3月に開設した障がい者就労支援センター「かけはし」を中心とした就労支援の取り組みを進めるとともに、障がい者授産施設や作業所で働く障がい者の工賃確保及び勤労意欲の向上のため、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、職業訓練・就労訓練等の支援事業に取り組みます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

■ 5-(1)-① 身体障がい者通所授産施設の建設の検討

調布基地跡地に調布市・府中市との三市共同で建設が予定されている障がい者施設のうち、三鷹市担当分である身体障がい者通所授産施設について、建設の時期や建設規模、民設民営方式などの手法等について検討を行います。

(市・都・関係他自治体)

■ 5-(1)-② 民間障がい者施設への支援

毎年度、養護学校等を卒業し、地域での受け入れが求められる障がい者が確実に増加しています。利用可能な施設が不足するため、入所・通所あるいは住まいの場となる、民間障がい者施設建設計画への支援を行います。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

■ 5-(1)-③ 障がい者グループホーム等の設置の支援

障がい者グループホーム・ケアホーム設置支援とグループホームの家賃（施設借上費）補助を行い、障がい者の地域社会における自立生活を支援します。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

■ 6-(1)-① 精神障がい者の地域生活への移行支援

■ 6-(1)-② 精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進

精神障がい者関連の事務が市に移管されたことに伴い、社会的入院状態にある精神障がい者の地域生活への移行支援や、地域精神保健施策の充実に向け、関係機関との連携を進めます。また、精神障がい者や家族のニーズに対応した、精神保健福祉相談事業の推進を図ります。

(市・都・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

第4 生活支援の充実

健康・福祉のまちをつくる
希望と安心にみちた

I 基本的な考え方

社会・経済情勢の動向を受け、生活保護の受給世帯は増加傾向にあります。市では、生活保護制度の適正実施はもとより、ケースワーカーを中心としたきめ細かな相談・援助体制を充実させ、在宅福祉サービス等の積極的な活用、関係機関との連携を図り、生活保護を必要とする世帯の生活の安定と自立を支援してきました。今後も様々な生活支援が必要な方々への相談・援助体制を確立するとともに、就労支援を含めた地域生活支援を推進し、課題の根本的解決へ向けた支援策の創設を国や都に要請します。

国民年金制度は、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的に全国共通の基礎年金として、老後の生活設計の重要な役割を担っています。少子高齢化の進展、未納者の増加による財政悪化や年金記録問題など制度に対する不安が高まる中で、持続可能な制度の維持と制度に対する信頼の確保に努めるよう国に改善・充実を要請します。

国民健康保険事業は、独立採算を原則として運営されますが、財政状況は大変厳しくなっています。被保険者である市民に対して、この制度への理解と保険給付事業の充実を図るとともに、健康管理に対する意識の啓発、特に生活習慣病に関して、従前の治療から予防に着目した特定健康診査

等を実施し、予防の重要性に対する理解と推進による医療費の適正化を図り、保険財政の健全化に努めます。また、国や都に対して、財政措置の改善や医療保険一本化に向けた要請を行い、国民健康保険税制度の改善に努めます。また、国民健康保険税の納付機会の拡大を図るため、コンビニエンスストアでの収納、マルチペイメントネットワーク（注1）の活用を推進するとともに、さらなる納付機会の拡大を検討します。

老人医療については、高齢者の高額な医療費が今後国民医療費の約6割を占めると見込まれています。現役世代の公的医療保険と別建てにして給付と負担を明確にすることで、高齢化の進展で今後予測される医療費の伸びへ対応するための新たな医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設されました。広域連合が財政運営主体となり、市は届出の受付などの窓口業務や保険料徴収業務を行うこととなります。

また、保険者の再編・統合については、今後も医療保険制度の一本化とともに、負担の公平化と効率的な運営がされる医療保険制度の創出に向け、国、東京都に対して要請します。

（注1）マルチペイメントネットワーク：ATMやパソコン等を利用して公共料金等の支払ができるシステムのこと。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
就労支援事業による就労者数	—	—	120人	300人

生活保護の就労支援事業による就労者を示す指標です。自立支援プログラムを推進し、被保護者の就労による自立助長を図ります。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 生活保護	(1)生活支援の充実	①生活保護の適正実施と実施体制の充実 ②生活保護制度上の改善要請
	(2)自立の促進	新・拡 ①自立支援プログラムの推進 ②相談・支援体制の充実 ③関係機関との緊密な連携
2 国民年金	(1)年金の加入促進	①相談等の充実
	(2)年金制度の改善	①年金制度の充実要請
3 医療保険	(1)国民健康保険制度の充実・改善	主要 ①社会保障カード(仮称)導入の検討 主要 ②「特定健康診査等実施計画」の策定と推進 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照) 新・拡 ③国民健康保険税の納付機会の拡大 ④保険給付の充実 ⑤啓発活動の推進 ⑥保健事業の実施 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照) ⑦財政の健全化 ⑧保険制度の一本化
		(2)後期高齢者医療制度における適切な対応

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 3-(1)-① 社会保障カード(仮称)導入の検討

医療分野におけるIT化の推進の一環として、厚生労働省では保険者による効果的な保健指導、生涯にわたる健康情報の効率的な利活用、医療機関等のネットワーク化・電子の情報連携等に資するため「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討を行っています。市としても、国の動向に注視しながら「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討を行います。

(市・国・市民)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 検討	20	21	22
社会保障カード(仮称)の 導入検討	検討					

Ⅴ 新規・拡充事業の内容

■ 1-(2)-① 自立支援プログラムの推進

生活の保障とともに自立助長を目的とする生活保護法に基づき、平成18年度に就労支援プログラム実施要綱を策定しました。今後も国のセーフティネット支援対策等事業を活用しながら、被保護者の実態に応じた多様な支援メニューを導入し、自立支援を行います。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

■ 3-(1)-③ 国民健康保険税の納付機会の拡大

国民健康保険税のコンビニエンスストアでの収納やマルチペイメントネットワークの活用を実施するとともに、さらなる納付機会の拡大を検討します。

(市・民間)

■ 3-(2)-① 後期高齢者医療制度における適切な対応

平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、従前の老人保健制度が75歳以上を対象とした新たな後期高齢者医療制度に移行します。今後市では、保険料の徴収、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等の業務を行います。

(市・国)



第5 健康づくりの推進

I 基本的な考え方

少子・高齢社会において、活力ある地域社会を実現するためには、病気そのものを減らし、認知症や寝たきりにならない状態で、なおかつ、生きがいをもち生活できる期間として、いわゆる「健康寿命」を延ばしていくことが重要です。そのため、疾病の早期発見、早期治療に重点を置いた二次的な予防に関する施策に加えて、良い生活習慣を身につけ健康をより増進し、発病を予防する「一次予防」にも重点を置く対策を推進する必要があります。

平成15年5月から、健康増進法が施行され、国・自治体は、健康増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供に努めることとなりました。平成15年6月に策定し、平成18年3月に改定された、「健康・福祉総合計画2010（改定）」では、健康な地域づくりの推進、疾病予防の推進、母子保健・医療等の推進を柱とした、健康づくりの施策の充実を図ることとしています。

平成16年12月に市民会議からの提言を受け、市民の一人ひとりが、身体や心が健やかで、肉体的、精神的、社会的に調和のとれた状態、真の健康になることをめざし、具体的で分かりやすい健康づくり目標「市民も地域も健康みたか2010」を平成17年6月に策定しました。また、この目標に基づき、市内を気軽に歩いて身体を動かすきっかけに

なるよう、地区別の「健康マップみたか」を作成し、平成18年には市内の公園にストレッチ器具を設置しました。今後も健康づくりにおける運動や食育の推進等、目標に基づく事業の推進を図ります。

このようなことから、地域保健の拠点となる総合保健センターの機能強化を進めるとともに、保健所の再編成に伴い、広域的・専門的な保健事業を行うこととなった保健所と密接な連携を図り、地域住民の様々なニーズに合った保健サービスを提供していき、地域での健康づくり事業を支援します。また、平成20年度からは従来の治療から予防に重点を移した特定健康診査、特定保健指導の実施により内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防を推進するとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、各種の健康診査やがん検診などによる総合的な健康・福祉サービスの提供に努め、健康な地域づくりを推進します。

市民の心の健康についても施策を充実し、特に育児不安や虐待などへの対応として、親の心のケアなどの支援を強化します。

精神障がい者に係る精神保健福祉相談（一般相談）については、保健所や関係機関と連携をとりながら進めていきます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
健康づくり事業への参加者数	7,522人	5,264人	6,865人	10,000人

市の健康づくり事業（保健栄養相談、講師派遣事業等10事業）への参加者数の推移をもとにした指標です。市民の健康を保健の立場から守ることをめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
特定健康診査の実施率（%）	—	—	—	52%
特定保健指導の実施率（%）	—	—	—	33%

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導の指標です。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
各種がん検診受診者数	—	—	7,936人	17,500人

三大疾病の一つであるがんの早期発見、早期治療を図るための検診受診者数の向上をめざすための指標です。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 計画の策定	(1)「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進	主要 ①「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	(2)「特定健康診査等実施計画」の策定と推進	主要 ①「特定健康診査等実施計画」の策定と推進
2 相談機能の充実	(1)健康づくりに関する相談機能の充実	①健康・保健に関する総合的な相談の充実 ②介護予防に関する相談事業等の推進 ③母子保健に関する相談事業の推進 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)
3 保健・医療・福祉の総合的なサービスの実施	(1)保健・医療・福祉の連携	①医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、社会福祉事業団、保健所などとの連携 ②休日医科歯科・小児平日準夜間診療の推進
	(2)総合保健センターの機能強化	主要 ①地域保健の拠点としての機能強化 新・拡 ②「性と生殖に関する健康・権利」の普及・啓発 (「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照) ③心の健康づくり(メンタルヘルスケア)の推進
	(3)保健サービス情報提供システムの推進	①健診・検診申し込み受付等インターネットの活用
	(4)精神保健福祉体制の整備	新・拡 ①精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進 (「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照)
	(5)近隣自治体との連携強化	①隣接自治体との連携の拡大の検討
4 健康な地域づくりの推進	(1)市民参加による健康な地域づくり活動の推進	主要 ①健康づくり目標の推進 新・拡 ②健康づくりにおける食育の推進 ③自主グループ等での市民の手による健康づくり支援 ④「健康寿命」延伸のための生きがいづくり
	(2)健康な地域づくりのための環境整備	主要 ①住民協議会との健康づくり事業の推進 ②かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の推進 ③ボランティアの育成
	(3)スポーツ活動の推進	①市民スポーツ活動の推進 (「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照)
5 疾病・介護予防の推進	(1)生活習慣病予防事業の推進	主要 ①健康診査等による生活習慣病予防の推進 主要 ②がん検診受診率の向上 ③骨粗しょう症予防事業の推進 ④健康教育の推進と学校教育との連携
	(2)介護予防・自立支援事業の推進	新・拡 ①介護予防健康づくりの推進 ②介護老人保健施設の運営の充実支援 ③地域包括支援センター等との連携
6 母子保健・医療等の推進	(1)母子保健・医療等の推進	①母子保健・医療等の推進 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)

主要：主要事業

新・拡：新規・拡充事業

IV 主要事業の内容とスケジュール

1-(2)-① 「特定健康診査等実施計画」の策定と推進

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健診及び保健指導の実施が義務づけられました。これに伴い、5年を一期とする実施計画を策定し、健診・指導の充実を進めます。

(市・市民・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 策定	20 推進	21	22
「特定健康診査等実施計画」 の策定・推進	推進					

3-(2)-① 地域保健の拠点としての機能強化

総合保健センターを地域保健の拠点として、市民に身近な基本的、直接的サービスの提供を行います。また、専門職が中心となり市民の健康増進に努めるとともに、保健所、地域包括支援センター等との連携、ネットワーク化を進め、市民の健康・福祉の向上を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 推進	20	21	22
地域保健の拠点としての機能強化	機能強化の推進	実施				

4-(1)-① 健康づくり目標の推進

平成17年6月に策定した、市民の健康の保持及び増進を目的とする、市独自の健康づくり目標「市民も地域も健康みたか2010」に基づき、市民と協働して具体的事業の検討などを進めていきます。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 推進	20	21	22
健康づくり目標の推進	健康づくり目標の推進	策定・推進				

4-(2)-① 住民協議会との健康づくり事業の推進

コミュニティ住区における地域福祉活動の連携や、住民協議会との協働による、地域での介護予防、健康づくり事業等について、その推進者の養成を含め一層の推進を図ります。さらに個人の健康づくりを支える地域づくりは、もっとも重要であることから、その中心的役割を担う住民協議会と住区内の企業・商店会や職域団体と連携した健康な地域づくりを関係機関と協議し、推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 推進	20	21	22
住民協議会との健康づくり事業の推進	推進	実施				

5-(1)-① 健康診査等による生活習慣病予防の推進

特定健康診査で指導等が必要になった方に対し、生活習慣改善のための保健指導を行い、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防を図ります。また、若年健診や歯周疾患検診、健康相談事業等を通して疾病予防など市民の健康保持増進を図ります。さらに、健診（検診）は受診することが目的ではなく、自らの健康づくり（健康寿命の延伸）のためのひとつの手段として捉え、健診（検診）の受診者意識の向上を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 推進	20	21	22
健康診査等による生活習慣病予防の推進	推進	実施	→			

■ 5-(1)-② がん検診受診率の向上

平成18年6月に「がん対策基本法」が制定されたことを受けて、がんの早期発見・早期治療を目標に対策の一層の充実を図るためにがん対策の総合的・計画的推進を図ります。受診者枠の拡大など受診率向上のための指針を検討し、従前実施してきた5つのがん検診の受診促進に取り組みます。

(市・市民・関係機関・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 推進	20	21	22
がん検診受診率の向上	受診者数の向上	実施	→			

V 新規・拡充事業の内容

■ 4-(1)-② 健康づくりにおける食育の推進

市と市民の協働で策定した健康づくり目標「市民も地域も健康みたか2010」に基づき、栄養・食生活の分野において今後も食育の推進を図ります。

(市・市民・関係機関)

■ 5-(2)-① 介護予防健康づくりの推進

高齢者が地域の中でいつまでも元気でいきいきと暮らしていくことが出来るよう、運動機能や口腔機能などの生活機能向上をめざして介護予防事業を実施するとともに、新たに65歳以上の特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）候補者について、生活機能評価を実施し、介護予防事業への参加を勧めていきます。

(市・市民・関係機関・関係団体)

